



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.3

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Barbados, Dominican Republic, Grenada, Kiribati, Maldives, Marshall Islands, New Zealand, Samoa, Timor-Leste, Trinidad and Tobago

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ICC の活動における補完性原則の重要性を強調し、

各国において、それぞれの法的能力と安定した司法制度を基盤に、ICC が対象とする重大犯罪に対処できる状態を構築することは、ICC の不必要な国家主権の侵害を回避し、世界全体の安定した法秩序の構築に直結すると確信し、

ローマ規程 16 条は特に紛争地域において政治的安定を確保する猶予を与える効果的な策であることを強調し、

各国において、法的執行能力と安定した司法制度を構築することは、各国の捜査や犯罪対処の質を向上させ、世界全体の安定した法秩序の構築に直結すると認識し、

各国において、法的執行能力と安定した司法制度を構築することは、各国内だけでなく国際的な重大犯罪への対処や ICC への協力を可能にし、世界全体の安定した法秩序の構築に直結すると認識し、

ASP における新設基金が安定的に、司法制度が未発達な国に支援することが、ICC の不必要な国家主権侵害を未然に防止し、各国の捜査の質を向上させ、ICC への協力を促進し、最終的には世界全体の安定した法秩序の構築に直結すると確信し、

ASP、締約国、各地域機構、国際金融基金、国連の国連平和構築基金に対して、国内司法制度整備の支援のために、ICC や締約国、地域機構と連携し、または二カ国間での協定や地域機構レベルで、履行率が低くかつ司法制度の不安定さが ICC への非協力を引き起こしていることを認識し、

ICC が国際社会における重大な国際犯罪の不処罰防止及び法の支配の実現に果たしてきた役割を認識し、

ICC の実効性が加盟国の協力及び司法の独立に大きく依存していることを認識し、

経済的制裁は、途上国においては開発状況を阻害し、協力に向けてむしろ逆効果になる可能性を認識し、

定期的に履行率高い締約国及びベストプラクティスを公表することで、各国を協力へと啓発し、さらなる ICC への協力を引き出すことができると認識し、

逮捕状の執行が依然として困難であり、一部の加盟国において協力義務の履行が十分ではない現状深い憂慮を抱いて言及し、

国家主権の尊重と補完性原則がローマ規程の根幹を成す原則であることを再確認し、

ICC の持続可能な活動には安定した財政基盤及び加盟国間の継続的な協力が不可欠であることを確信し、

地域機構との建設的な協力が加盟国の司法能力及び捜査能力の向上に資することを強調し、

1. ICCは補完性原則に基づき、各国の国内司法制度を補完する最後の手段として機能すべきであることを再確認する；
2. SP、締約国、各地域機構、国際金融基金、国連の国連平和構築基金に対して、国内司法制度整備の支援のために、ICC や締約国、地域機構と連携し、または二カ国間での協定や地域機構レベルで、履行率が低くかつ司法制度の不安定さが ICC への非協力を引き起こしている国に、以下の支援を要請し、被支援国に対し、その結果の報告書を事後的に提出するよう要請する：
 - a. 受け入れ法整備、
 - b. 司法ネットワークアクセス、
 - c. 非締約国への人道支援による専門家派遣；
2. 締約国会議（ASP）が加盟国の協力状況について各国が定期的なレビュー制度を導入し、以下を確認・共有することを勧告する：
 - a. 逮捕状執行、
 - b. 証拠提出、
 - c. 司法協力の履行状況、
 - d. ICCへの改善点、
 - e. ICCからのベストプラクティス国の公表；
3. レビュー制度の運用に当たっては制裁を前提とするのではなく、加盟国との対話及び改善計画の策定を優先することを奨励する；
4. 安全保障理事会に対し、ローマ規程16条を遵守するよう要請する；
5. ICC及び締約国会議が能力不足に直面する加盟国に対し、司法制度整備、捜査技術、証拠収集及び人材育成に関する能力構築支援を実施することを奨励する；
6. 非協力国と認定された国へICC職員を派遣し、非協力の理由、背景を調査し報告書を作成することを要請する；
7. 締約国に対し、逮捕協力国と認定された国家へ国の安定が脅かされるリスクを軽減するため、締約国を通じた安全保障及び経済支援をするように要請する；
8. 現職国家元首に逮捕状を出された際に、ASP内で緊急会合を開き対応を話し合うことを要請する；
9. UNDP (国連開発計画) に対し、現職国家元首の逮捕後に政治的混乱が生じた国へ経済的支援をするように要請する；
10. ICC職員の安全確保及び法的支援を目的とする任意拠出基金を設置することを勧告する；
11. ICCの財政基盤を維持するため、加盟国分担金制度を基本としつつ、各国のGDP及び支払能力を考慮した公平な財政制度を維持するとともに、能力構築支援及び被害者支援等の特定目的については任意拠出基金を活用することを勧告する；

12. ASP 及び締約国に対し、任意拠出をベースとした、人的技術支援を含めた能力に応じて支援を行う公平な貢献制度として、ASP 能力構築基金を設立するよう要請する；
13. ICCがEU、CARICOM、AUその他の地域機構と協力し、加盟国の司法能力向上、証拠収集及び被害者支援、地域機構加盟国のASPへの批准を推進することを奨励する；
14. 地域機構との協力はICCの司法の独立性及び加盟国間の平等を損なうことなく実施されるべきであることを強調する；
 - a. 締約国、各地域機構に対して、国内司法制度整備の支援のために、ICCや締約国、地域機構と連携し、二カ国間での協定や地域機構レベルで、以下aの対象国に、以下bの支援を行うよう要請する；
 - i. 司法制度、財政的資源が不足する国、
 - ii. 履行率・協力度の高い国、履行率が低くかつ司法制度が不安定な国；
 - b. 具体的支援内容：
 - i. 裁判官・検察官・捜査機関・調査員の育成・人材育成・研修、司法制度の専門家派遣、
 - ii. 捜査技術・証拠収集、司法執行システム強化・国内法整備、
 - iii. 国家司法能力向上ネットワーク；